

# 名簿登録について(車両)

## 車両運行委託事業者の登録・管理

- (1) 登録申請時点の横浜市一般競争入札有資格者名簿(物品・委託等関係)において、運送車両事業のみ行う場合は「350:その他の委託等」または「603:その他の業務(C:貸切バス・特定バス)」に登録が認められているものであること。  
また、看護師派遣もセットで行う場合は、「333:福祉サービス」または「350:その他の委託等」に登録が認められている者であること。
- (2) 事前協議書提出締切から登録までの間のいずれかの日において、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 直近5年間に当該業務もしくはこれと同種の業務の実績を有するものであること。なお、看護師派遣もセットで行う場合は、車両の運行と車内での医療的ケアを一括で実施した実績を有するものであること。
- (4) 一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送事業限定含む)の許可を受けた者であること。または自家用有償旅客運送の実施主体対象となる事業者であること。なお、後者については運行を管理するものを1名以上設置すること。管理者は他の業務と兼務を可とする。
- (5) 車両の要件を満たす車を複数台有すること。
- (6) 車両を運転できる人材を複数人確保していること。
- (7) 賠償責任保険への加入等、受託者の責において発生した被害に対して適切に保証を行う体制をとっていること。